公立大学法人京都市立芸術大学
情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）設置規程

1　設置

⑴　情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応を図るため，情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）を設ける。

⑵　全学総括責任者は，CSIRT の活動が円滑に行えるよう，予算措置や適切な権限委譲を含めた環境を整えるとともに，必要に応じて活動内容について助言または指導を行うものとする。

⑶　部局総括責任者は情報セキュリティインシデントの発生に備え，CSIRT と連携して，連絡，報告，情報集約及び被害拡大防止のための緊急対応に必要な体制を整える。

⑷　CSIRT は緊急時対応に必要な権限を随時検討し，あらかじめ全学統括責任者かあら委譲を受けておくことができる。

2　組織

⑴　CSIRT は，委員長及び委員で組織する。

⑵　委員長は，CSIRT 責任者をもって充てる。

⑶　委員は，情報システムを管理運営する部門の長及び担当する職員とする。

⑷　その他委員長が必要と認める者を委員に指名することができる。

3　活動

CSIRT は，次に掲げる活動を行うものとする。

⑴　学内外の関係機関と連携し，情報セキュリティインシデントに関する情報共有を行うこと。

⑵　情報セキュリティインシデントの発生に際し，情報を収集し事象を正確に把握するとともに，被害拡大の防止，復旧，再発の防止に係る技術的支援や助言を行うこと。

⑶　学内の情報セキュリティインシデントの発生状況を取りまとめ，全学総括責任者に報告するとともに，対策に関する意思決定を支援すること。

⑷　情報セキュリティインシデントへの対処能力を向上させるため，必要に応じて研修や訓練などを実施すること。

4　雑則

この規程に定めるほか，CSIRT の運営に関して必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。